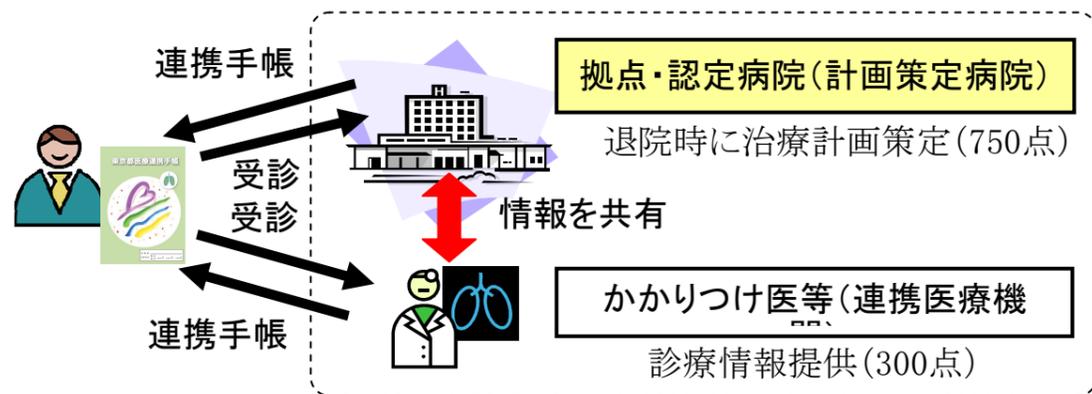


東京都[部位名]がん診療連携協力病院(仮称)の認定について

東京都医療連携手帳(5大がん、前立腺がん)

- 拠点・認定病院、かかりつけ医、患者の情報共有化
- 手術等の治療後、5年～10年先までの診療計画

- 【内容】
- ・医療連携の説明・診療予定表
 - ・治療記録・病気及び日常生活の注意事項等



拠点病院と東京都[部位名]がん診療連携協力病院(仮称)との認定要件比較

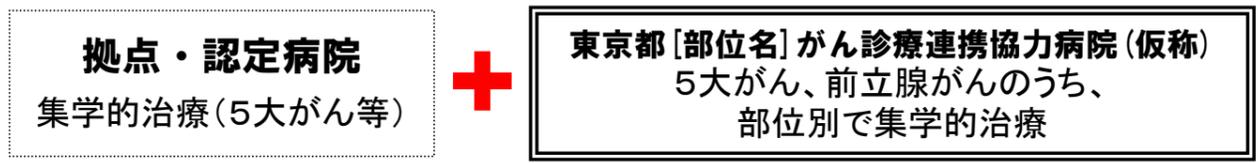
要件項目	がん診療連携拠点病院	東京都[部位名]がん診療連携協力病院(仮称)
診療機能	<ul style="list-style-type: none"> ・5大がんについて、集学的治療、緩和ケアを提供する体制 ・5大がんについて、パスを整備 ・がんサージカルボードの設置、定期的開催 ・緩和ケアチーム整備、組織上位置づけ、適切な緩和ケア提供 ・外来でも緩和ケアできる体制整備 ・カンファレンス週1回程度開催 ・5大がんについて、地域連携パスを整備、活用 ・5大がんについて、セカンドオピニオン提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのいずれかについて、集学的治療、緩和ケアを提供する体制 ・肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのいずれかについて、パスを整備 ・がんサージカルボードの設置、<u>定期的開催が望ましい</u> ・緩和ケアチーム整備、組織上位置づけ、適切な緩和ケア提供 ・外来でも緩和ケアできる<u>体制整備が望ましい</u> ・カンファレンス<u>定期的開催</u> ・肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのいずれかについて、地域連携パスを整備、活用 ・肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのいずれかについて、セカンドオピニオン提供体制の整備
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の放射線療法に携わる医師1名以上 ・専任の化学療法に携わる医師1名以上 ・緩和ケアチームに、専任の身体症状緩和医師1名以上 ・緩和ケアチームに、精神症状緩和医師1名以上 ・専従の病理診断医師1名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、乳がん及び前立腺がんは、専任の放射線療法に携わる医師1名以上 ・胃がん、大腸がん、肝がんは、他の医療機関から協力体制確保 ・専任の化学療法に携わる医師1名以上 ・緩和ケアチームに、<u>身体症状緩和医師1名以上</u> ・緩和ケアチームに、精神症状緩和医師1名以上 ・専従の病理診断医師1名以上
コメディカル	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の放射線治療技師1名以上 ・専任の放射線機器精度管理等の技術者1名以上 ・専任の化学療法薬剤師1名以上配置 ・外来化学療法室に専任の看護師1名以上 ・緩和ケアチームに専従の看護師1名以上 ・緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理1名以上配置望ましい ・細胞診断業務に携わる者1名以上配置望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、乳がん及び前立腺がんは、専従の放射線治療技師1名以上、<u>専任の放射線機器精度管理等の技術者1名以上</u> ・胃がん、大腸がん、肝がんは、他の医療機関から協力体制確保 ・専任の化学療法薬剤師1名以上配置 ・外来化学療法室に専任の看護師1名以上 ・緩和ケアチームに<u>専任の看護師1名以上</u> ・緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理1名以上配置望ましい ・細胞診断業務に携わる者1名以上配置望ましい
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・1200人以上であることが望ましい。 ・放射線治療に関する機器の設置 ・外来化学療法室の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん、胃がん、肝がん又は大腸がんは、<u>300人以上</u> ・乳がん又は前立腺がんは、<u>200人以上</u> ・肺がん、乳がん、前立腺がんは、<u>放射線治療に関する機器の設置</u> ・胃がん、大腸がん、肝がんは、<u>他の医療機関との連携体制</u> ・外来化学療法室の設置
研修体制	<ul style="list-style-type: none"> ・医師緩和ケア研修を毎年定期的開催 ・早期診断、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法及び緩和ケア研修開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師緩和ケア研修に<u>協力、参加する</u> ・早期診断、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法及び緩和ケア研修に<u>協力、参加する</u>
相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターの設置、掲示、積極的広報 	—
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録の実施 ・国立がんセンター研修受講の専任実務者1名以上 ・院内がん登録を活用し、地域がん登録事業に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録の実施 ・<u>専任の実務者1名以上</u> ・院内がん登録を活用し、地域がん登録事業に協力
専門医の配置(部位別)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・肺がん ⇒ 呼吸器専門医又は呼吸器外科専門医 ・胃がん又は大腸がん ⇒ 消化器病専門医、消化器内視鏡専門医又は消化器外科専門医 ・肝臓がん ⇒ 消化器病専門医、消化器外科専門医又は肝臓専門医 ・乳がん ⇒ 乳腺専門医 ・前立腺がん ⇒ 泌尿器科専門医
専門医の配置(放射線等・化学療法)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線療法 ⇒ 放射線科専門医又は放射線腫瘍認定医 ・化学療法 ⇒ <u>がん治療認定医、暫定指導医又はがん薬物療法専門医</u> ・病理検査 ⇒ <u>病理専門医</u> ・麻酔業務 ⇒ <u>麻酔科専門医</u>

『がん診療連携計画策定料の施設基準』

- (1) がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。
- (2) 当該地域において当該病院から退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届出ていること。

↓
がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。

⇒東京都医療連携手帳の普及拡大を図るため計画策定病院の拡大が必要



東京都[部位名]がん診療連携協力病院(仮称)の認定までの流れ

